

分類コード	X 1 - 1 - 1 - 02
保存期間	10年(令和17年12月31日まで)

秋 本 運 第 3 8 号
令 和 7 年 3 月 2 1 日

各 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

初心運転者講習実施要領の一部改正について（例規）

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の2第1項第10号に規定する初心運転者講習については、「初心運転者講習実施要領の一部改正について（例規）」（令和6年9月26日付け秋本運第960号。以下「旧例規」という。）に基づき実施してきたところであるが、この度、道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）の施行に伴い、所要の整備を行い、令和7年3月24日から別添「初心運転者講習実施要領」のとおり実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、旧例規は3月23日をもって廃止する。

この担当 運転免許センター講習係（☎7 3 5 - 2 4 2）

別添

初心運転者講習実施要領

第1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第10号に規定する初心運転者講習（以下「講習」という。）の実施に関し、取消処分者講習、初心運転者講習及び若年運転者講習に関する規程（平成15年秋田県公安委員会規程第2号。以下「規程」という。）のほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 運転習熟指導員

- 1 講習の実施に当たっては、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。）第7条各号の要件に該当する運転習熟指導員（以下「指導員」という。）を必要数確保させるものとし、これ以外の者を運転習熟指導に従事させないものとする。また、同条第5号の要件を満たす者は、国家公安委員会が指定した講習（自動車安全運転センターが実施する新任運転習熟指導員研修）を終了した者とする。
- 2 交通部運転免許センター長（以下「免許センター長」という。）は、講習が効果的に行われるよう、運転習熟指導員に対する教養及び研修会を随時開催し、知識、指導能力等の向上に努めるものとする。
- 3 指導員の服装は、講習の雰囲気や和らげ、かつ、活動に便利なもので指導員としてふさわしい服装とするものとする。

第3 講習実施上の留意事項

免許センター長は、指定講習機関に次により講習を実施させるものとする。

1 講習時間、講習細目等

- (1) 講習は、規程別表第9「初心運転者講習細目」により行うものとする。
- (2) 講習の実施回数は、原則として週2回以上実施するものとする。
- (3) 講習は、午前8時30分から午後5時までの間に行うものとする。
- (4) 降雪等の事情により予定していた講習項目の実施が困難な場合は、現場の状況により運転シミュレーターを使用するなど講習項目等を適宜変更しても差し支えないものとする。
- (5) 路上練習は、車両の見やすい場所に「講習中」の標識を掲示して行うものとする。

2 講習の編成

- (1) 講習1回当たりの受講者数は、おおむね6人以上15人以下とする。

なお、規程別表第9「初心運転者講習細目」のうち、講習項目「2 場内コースにおける運転演習」及び「3 路上における運転演習」については、1グループ3人以下で行わせるものとする。また、講習項目「4 危険予測訓練」で運転シミュレーターを使用する場合については、1グループ3人以下、グループ数は2以下とし、講習項目「3 路上における運転演習」及び「4 危険予測訓練」の実施方法はグループごとに交互に実施させるものとする。

(2) 指導員の配置

1学級につき指導員1人を配置するものとするが、講習項目「2 場内コースにおける運転演習」、「3 路上における運転演習」及び講習項目「4 危険予測訓練」

を運転シミュレーターで行う場合については、1 グループにつき指導員1人を配置するものとする。

3 教本

講習において使用させる教本は、別紙の内容について正確にまとめられたものとする。また、県内の初心運転者の交通事故実態に関する内容の資料及び視聴覚教材等を効果的に使用させるものとする。

4 運転習熟指導

(1) 検査に基づく指導

運転適性診断資料「警察庁方式初心運転者用適性検査90-3」を使用して運転適性診断を行い、その結果に基づきカウンセリング等の指導を行った後、運転適性診断資料は受講者本人に交付するものとする。

(2) 実車による指導

ア 四輪車による指導は、保有する免許の種類に応じ、マニュアル式又はオートマチック式に指導員が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置（以下「補助ブレーキ」という。）を装備した普通自動車を使用するものとする。

イ 二輪車による指導は、保有する免許の種類に応じ、マニュアル式又はオートマチック式の普通自動二輪車を使用し、一般原動機付自転車は、原則としてスクータータイプを使用するものとする。

(3) 運転シミュレーター操作による指導

ア 実車のみでは指導が不可能又は困難な交通事故等の危険な状態を運転シミュレーター操作により疑似体験をさせ、受講者の運転行動の危険性等を診断して指導を行うものとする。

イ 運転シミュレーターは、受講対象者の免許の種類に応じ、四輪車用、二輪車用又は一般原動機付自転車用シミュレーターを使用するものとする。

ウ 運転シミュレーターでの体験に基づき、危険予測と回避措置等についてディスカッションを行うものとする。

5 講習用車両等

(1) 講習用車両は、次の区分ごとに示した車両を使用させるものとする。

なお、身体障害者が自己保有の改造車両の持ち込みを希望した場合は、これを認めることとするが、手数料上の特例は設けられていないことをあらかじめ了知させておくものとする。

ア 準中型免許対象者に対する講習用車両は、教習用車両と同程度の準中型貨物自動車とし、普通免許対象者に対する講習用車両は、教習用車両と同程度の普通乗用自動車とする。ただし、特定後写鏡等条件が付されている者の特定後写鏡等については、準中型免許対象者にあつてはサイドミラーに取り付け、普通免許対象者にあつては車室内において使用するものとする。

イ 大型二輪免許対象者に対する講習用車両は、AT限定大型二輪免許対象者に対しては、総排気量0.600リットル以上、限定なし大型二輪免許対象者に対しては、総排気量0.700リットル以上の大型自動二輪車とする。普通二輪免許対象者に対する講習用車両は、小型限定普通二輪免許対象者に対しては、総排気量0.090リ

ットル以上0.125リットル以下、小型限定を除く普通二輪免許対象者に対しては、総排気量0.300リットル以上の普通自動二輪車とする。

ウ 原付免許対象者に対する講習用車両は、スクータータイプの一般原動機付自転車とする。ただし、必要に応じて可変ギア付一般原動機付自転車を併用してもよいこととする。

- (2) 講習に使用する準中型貨物自動車及び普通乗用自動車については、車両に初心運転者標識のほか、補助ブレーキを備えさせるものとする。

なお、身体障害者用車両についても必ず補助ブレーキを備えたものを持ち込ませるものとする。また、講習用車両には、「講習中」の標識を車両の前方又は後方（二輪車は後方）から見やすい場所に表示させるものとする。

- (3) 大型二輪免許・普通二輪免許・原付免許対象者に対する講習において、聴覚障害者及び聴力に不安があるため、講習を受けるに当たり安全を確保するための特別な対応を受けることを希望する者を含めて集団講習（運転演習）を行う場合には、何らかの不測の事態が発生した際にこれに対処できるよう、無線による意思伝達装置を使用するなどの措置を講ずることにより、受講者の安全を確保するものとする。

第4 講習の通知等

1 受講日時、受講場所

- (1) 免許センター長は、受講対象者に対し道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条の4に定める初心運転者講習通知書（以下「通知書」という。）に指定講習機関一覧表を添付し、配達証明郵便で送付するものとする。

なお、通知書には、携行品（通知書、運転免許証又は免許情報記録個人番号カード、筆記用具、二輪車用ヘルメット・手袋、受講料、通知手数料等）、講習所要時間、服装等受講上の注意事項を記載した書面を添付するものとする。

- (2) 免許センター長は、受講対象者から指定講習機関・日時の変更の申し出があったときは、通知書到着日から1か月以内に限り日程を調整し実施させるものとする。

2 講習対象者が「やむを得ない理由」の書類を提出したときの措置

- (1) 受講対象者から、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第41条の2に規定する「やむを得ない理由」により所定の期間内に受講できず、その後に受講するため「やむを得ない理由」を証明する書類の提出があったときは、速やかに免許センター長を通じて秋田県公安委員会に報告させるものとする。

- (2) 免許センター長は、「やむを得ない理由」を十分に確認した後、理由があると認めたときは、法第108条の3第2項に規定する期間内に受講させる措置を講ずるものとする。

3 講習の移送

- (1) 免許センター長は、講習の通知をしようとする場合において、講習対象者が住所地を県外に変更していたときは、当該対象者に対し速やかに住所変更の届出を行うよう指導するとともに、現にその住所地を管轄する公安委員会（以下「新住所地公安委員会」という。）に、初心運転者講習移送通知書（別記様式第1号）により通知するものとする。また、旧住所地を管轄する公安委員会から当該通知を受けた場合は、速やかに当該対象者に講習を行う旨を通知するものとする。

- (2) 免許センター長は、講習の通知をした後に、講習対象者が、県外に住所地を変更していることを確認した場合において、新住所地公安委員会の講習の受講を希望しているときは、その者に対して速やかに住所変更の届出を行った上で新住所地公安委員会に講習の受講の申し出をするよう指導するものとする。

なお、講習対象者から住所変更の届出を受けた場合は、速やかに旧住所地を管轄する公安委員会に通知するものとする。

第5 講習終了者に対する措置

1 講習終了証明書の交付

指定講習機関は、講習を終了した際は、秋田県道路交通法施行細則（昭和39年秋田県公安委員会規則第7号）第16条の7第2項に定める初心運転者講習終了証明書（以下「講習終了証明書」という。）を受講者に交付するものとする。

2 講習終了の報告

講習を実施した場合は、規程第25条に定める初心運転者講習結果報告書により、速やかに免許センター長を通じて秋田県公安委員会に報告させるものとする。

3 受講済みの登録

免許センター長は、初心運転者講習結果報告書を受領後、速やかに警察庁長官官房技術企画課情報処理センターに設置されているサーバ（警察共通基盤システム）に登録するものとする。

4 公安委員会への報告

指定講習機関は、初心運転者講習実績報告書（別記様式第2号）を実施月の翌月5日まで、免許センター長を通じて秋田県公安委員会に報告するものとする。

第6 講習終了証明書の再交付

免許センター長は、講習が終了した者が、講習終了証明書の再交付を申し出た場合は、規程第26条第1項に定める初心運転者講習終了証明書再交付申請書を提出させ、初心運転者講習結果報告書等により受講済みであることを確認した後に、講習終了証明書の右上部欄外に「再交付」と朱書きして交付するものとする。

なお、指定講習機関が再交付申請を受理した場合は、免許センター長を経由して秋田県公安委員会に報告させた後に同様の措置を執らせるものとする。

第7 指定講習機関に対する指導監督上の留意点

免許センター長は、次のことに留意し指定講習機関を指導監督するものとする。

- 1 講習受講の受付の際に講習受講期間内（講習通知書が到達した日から1か月以内）にある者か否かの確認をする必要があるが、通知書に記載されている日付又は本人の申告から講習受講期間外の疑いがあるものについては、直ちに秋田県公安委員会に報告させ、秋田県公安委員会において受講資格を確認した後、講習を受けさせるものとする。
- 2 いわゆる身代り講習等の不正を防止するため、運転免許証等により本人の整合性を確認させるものとする。
- 3 講習中の休憩（以下「インターバル」という。）については、必要に応じ適宜取るよう指導するものとする。
- 4 インターバル以外の遅刻や不必要な講習準備の遅れなど実際に講習を行わなかった

時間を講習時間として計上することのないようにさせるものとする。

- 5 講習項目「2 場内コースにおける運転演習」及び「3 路上における運転演習」の課題及び走行コースについては、あらかじめ秋田県公安委員会に届出をさせ、それが演習を行うのに適切なものかどうかを検討し、適当でない場合は、これを改めさせるものとする。
- 6 原付免許対象者で、運転が未熟なため、講習項目「3 路上における運転演習」を行わせることが不相当と判断して「原付特別訓練」を行った場合は、速やかに秋田県公安委員会に報告させるものとする。

別紙

1 初心運転者の特性

初心運転者(若者運転者等)の交通事故の要因について解説すること。

2 安全運転意識の向上

安全マインドを身につけた協調性のあるドライバーについて解説すること。

- 道路交通における社会的責任
- 安全運転の習慣付け
- 運転マナー等

3 危険予測

見通しの悪い交差点、側方通過及びカーブ等の様々な危険場面を想定した認知と判断について解説すること。

4 被害者の手記

安全意識の向上に資するような内容の被害者、加害者、被害者遺族等の手記を掲載すること。

5 その他

「交通の方法に関する教則」(昭和53年国家公安委員会告示第3号)(第2章及び第3章を除く。)の内容を必要に応じてイラスト等を用いて記載すること。

別記様式第 1 号

初 心 運 転 者 講 習 移 送 通 知 書

年 月 日

公 安 委 員 会 殿

公 安 委 員 会

印

下記の者について初心運転者講習移送通知書を送付する。

住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
免許証の番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
免許情報記録の 番 号	第 号 年 月 日 公安委員会記録等
免 許 の 種 類	
講習をしよう とする理由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第 号
年 月 日

秋 田 県 公 安 委 員 会 殿

指定講習機関名
管 理 者

初 心 運 転 者 講 習 実 績 報 告 書

年 月中に実施した講習業務の実績は次のとおりであるから報告します。

講習実施回数	回
受講者総数	人

内 訳	受講者数	持込車による 受講者数	所内のみ の 受講者数
準中型免許			
普通免許			
大型二輪免許			
普通二輪免許			
原付免許			
計			